

●本冊子は相続に関する一般的な情報提供を目的として作成したものです。また本冊子は十分に信頼できると判断される情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性について保証するものではありません。●本冊子に記載の税制上の取り扱い・情報等は2024年8月現在のものです。法令改正等により、税務の取り扱いが変更になった場合には変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取り扱いについては、税理士等の専門家、または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

#### [生命保険商品・個人年金保険商品・損害保険商品一般について]

●保険商品をご検討いただく際には、金融商品勧誘方針ならびに保険募集指針をご確認ください。●ご契約前には各商品の【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には【ご契約のしおり・約款】【特別勘定のしおり】を必ずご覗ください。●当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。●保険商品にお申し込みいただくか否かが、当行におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。●保険商品は各引受保険会社が引受をする商品であり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。●引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構および損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがあります、この場合でもご契約の際にお約束した保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が払込保険料相当額を下回ることがあります。●一部の保険商品は国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格、市場金利の変動、または外国為替相場の変動等により、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が変動(増減)するしぐみの保険です。運用実績によっては、受け取る保険金・年金・給付金・解約返戻金の合計額が払込保険料相当額を下回る場合があります。一時払保険料等の減少を含むリスクはお客さまが負うことになります。●外貨建ての保険商品は、保険金・年金・給付金等のお受け取り時における外国為替相場によって円換算の金額が、ご契約時ににおける外国為替相場によって円換算した払込保険料相当額を下回る場合があります。為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSレートとTTBレートの差額)が差し引かれたため、円換算受取金額が保険料払込時の為替相場で円換算した払込保険料相当額を下回ります。●保険商品には、お客さまに直接、または間接的にご負担いただく手数料や費用があります。商品ごとに手数料や費用は異なりますので、具体的な金額・計算方法は記載することができません。また、一定期間内に解約した場合、解約控除がなされることがあります。契約をご検討いただく際には【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】【ご契約のしおり・約款】等で、必ずご確認ください。●被保険者さまの健康状態等についての告知等が必要な生命保険は引受保険会社の診査の結果、ご契約ができない場合があります。●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)の対象となる保険商品は所定のお手続きによりクーリング・オフすることができます。なお、クーリング・オフ期間には一定の制限があります。●平準払保険において、保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合、契約は失効し、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも保険金や給付金等は支払われません。●当行では保険募集に先立ち、当行が知り得たお客さまの非公開情報を利用し募集にあたることについてご同意をいただいております。●保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申し込み状況等によっては、当行では生命保険、損害保険をお申し込みいただけない場合があります。●詳しくは生命保険販売資格・損害保険販売資格をもった当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)までご相談ください。●保険募集代理店: 株式会社 SBI新生銀行

#### [遺言信託について]

●本商品は山田エスクロー信託の商品であり、SBI新生銀行は山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱いをしております。●本商品につきましては、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託が契約当事者となります。●本商品には山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。遺言執行報酬の計算において、SBI新生銀行にお預けの預金等には、特別料率を適用します(詳しくは山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覗ください)。【手数料例】①プラン40の場合<新規作成時>取扱手数料440,000円(消費税等込)、<遺言書の書き換え時>変更手数料110,000円(消費税等込)、<遺言保管中>年間保管料無料、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が1億円の場合は遺言執行報酬1,320,000円(消費税等込)がかかります。②プラン80の場合<新規作成時>取扱手数料880,000円(消費税等込)、<遺言書の書き換え時>変更手数料110,000円(消費税等込)、<遺言保管中>年間保管料無料、<遺言執行完了時>相続税評価額による執行対象財産額が1億円の場合は遺言執行報酬660,000円(消費税等込)がかかります(2024年8月現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等、公証役場費用等の諸費用が別途かかります。【お引き受け範囲】山田エスクロー信託がお引き受けできる遺言執行の範囲は、法律により財産の処分・相続に関するものに限られています。遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容にしたがって山田エスクロー信託が執行できる範囲に限らせていただきます。遺言の内容によっては、お引き受けできない場合もありますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

#### [遺産整理業務について]

●本商品は山田エスクロー信託の商品であり、SBI新生銀行は山田エスクロー信託の業務提携店として取り扱いをしております。●本商品につきましては、山田エスクロー信託の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しては、お客さまと山田エスクロー信託が契約当事者となります。●本商品には山田エスクロー信託所定の手数料がかかります。遺産整理業務手数料の計算において、SBI新生銀行にお預けの預金等には、特別料率を適用します(詳しくは山田エスクロー信託作成のパンフレットをご覗ください)。【手数料例】ご相続が発生した際の相続税評価額による遺産整理業務対象財産額が1億円の場合、遺産整理業務手数料1,320,000円(消費税等込)がかかります(2024年8月現在)。また税務申告にかかる税理士費用や相続登記にかかる司法書士費用等の諸費用が別途かかります。●お手続きの内容によっては、お引き受けできない場合もございますので、個別にご相談ください。ご相談の内容についての秘密は厳守いたします。

株式会社SBI新生銀行

# 相続・贈与ガイド

大切なご家族のために想いを込めて



SBI  
新生銀行

# はじめに

## 大切なご家族のために

～ご自身の資産の相続について、今できることを考えてみませんか～

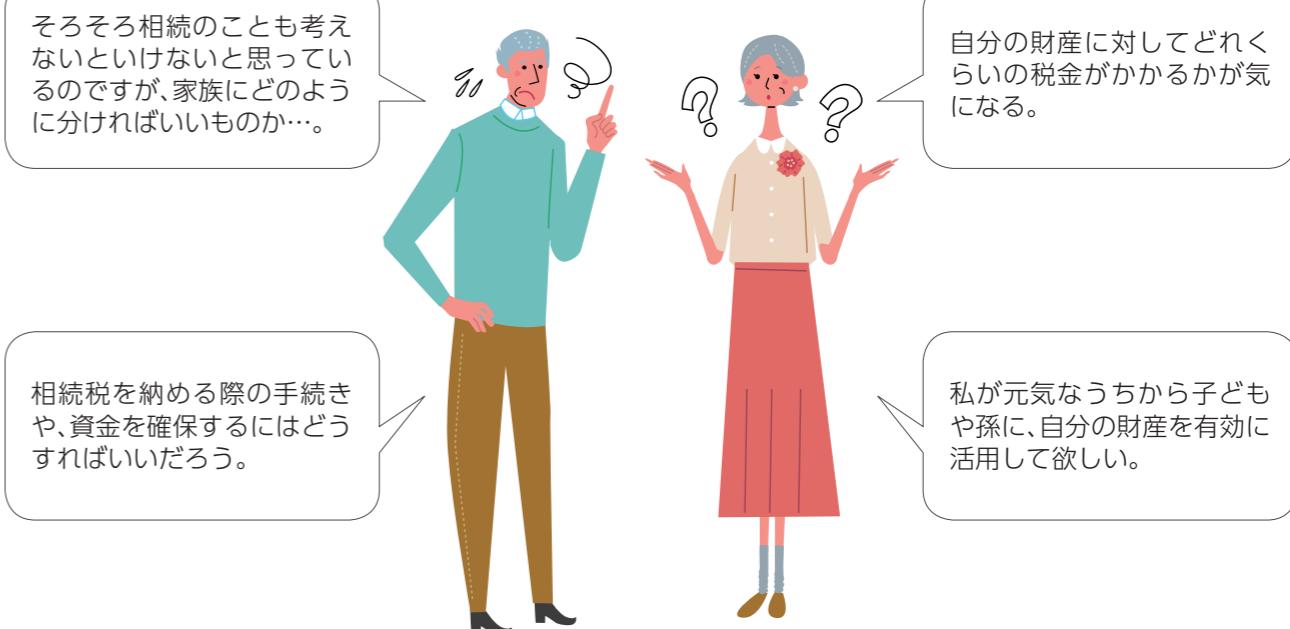
### SBI新生銀行から皆さまへ

いつかは誰しもが通る相続。  
今まで築き上げてきた大切な資産を、  
大切なご家族に承継すると同時に、「想い」を贈ることでもあります。  
あらかじめ相続について理解を深め、今できることから、  
しっかりと準備することで「想い」をカタチにできます。  
本冊子で相続の理解を深める一助となれば幸いです。



- 本冊子は相続に関する一般的な情報提供を目的として作成したものです。また本冊子は十分に信頼できると判断される情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性について保証するものではありません。
- 本冊子に記載の税制上の取り扱い・情報等は2024年8月現在のものです。法令改正等により、税務の取り扱いが変更になった場合には変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取り扱いについては、税理士等の専門家、または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

相続と聞いて、どんなことをお考えになりますか？



### INDEX

#### ■相続に対する備え

ポイント1	遺産分割対策	3
ポイント2	すぐに使えるお金の準備	5
ポイント3	相続財産の把握・評価	6
プラス1	認知症・要介護等への備え	7

#### ■現状の把握

#### ■具体的な相続対策方法

①	遺言の活用	11
②	生命保険の活用	13
③	生前贈与の活用	17
④	不動産の活用	25
⑤	事業承継対策～企業オーナーさま向け～	29
⑥	長期安定運用での資産防衛	30

#### ■ご参考

①	相続税について	31
②	相続税・贈与税の実質税率表	33
③	分けにくい資産の遺産分割対策～代償交付金の準備～	35
④	相続手続きの流れ(全体版)	37

# ポイント 1

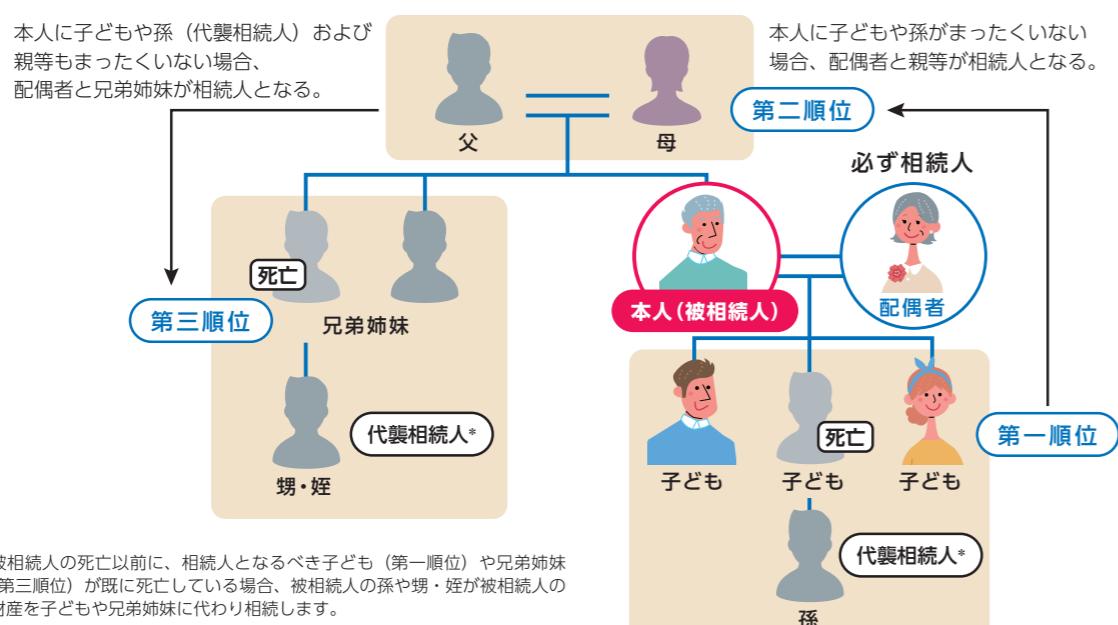
# 遺産分割対策

「誰に」「何を」「どれだけ」のこすか、考えておきましょう。

どなたにのこすことをお考えですか

## ■ 法定相続人とは

民法が定める「亡くなった方の財産を承継できる一定範囲内の人」を法定相続人といいます。配偶者は常に相続人となります。被相続人の子ども、親、兄弟姉妹には「相続の順位」があります。上位の人から相続人となり、上位者がいれば下位者は相続人にはなれません。



## ■ 「法定相続分」と「遺留分」とは？

### 法定相続分

遺言がなく、相続人の遺産分割協議がまとまらなかった場合に基準となる取り分を法定相続分といいます。

### 遺留分

民法において相続人（兄弟姉妹を除く）は、相続財産の一定割合を相続することを保障された取り分があり、これを遺留分といいます。遺言等により財産がある相続人以外に遺贈され、その相続人の取り分が侵害された場合、その相続人は遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。（遺留分侵害額請求）

## 【法定相続人別の法定相続分と遺留分】

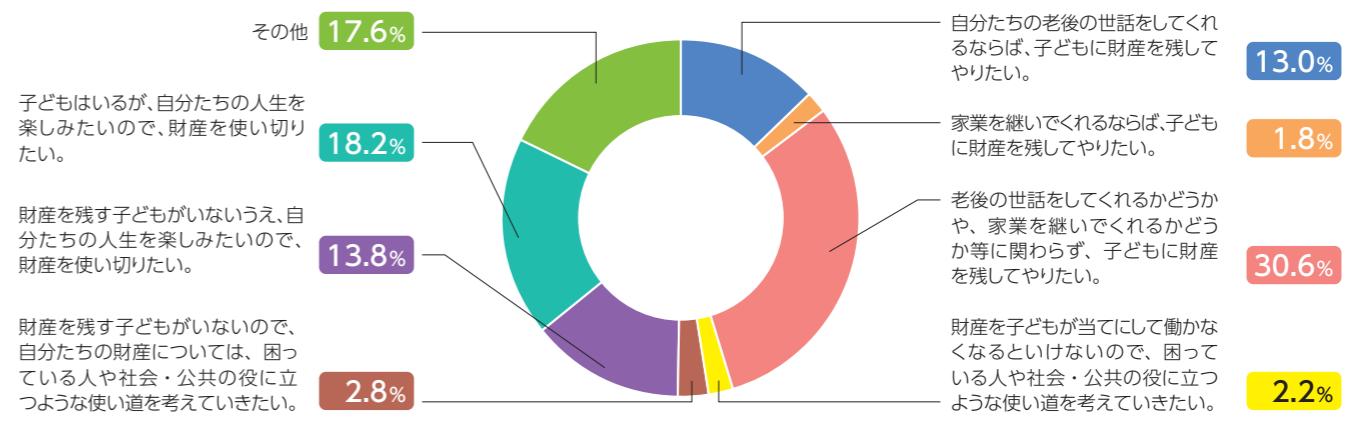
	配偶者あり		配偶者なし	
	法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
子どもあり	・配偶者: 1/2 ・子ども: 1/2*	・配偶者: 1/4 ・子ども: 1/4*	・子どもがすべて相続*	・子ども: 1/2*
子どもなし 親は健在	・配偶者: 2/3 ・親: 1/3*	・配偶者: 1/3 ・親: 1/6*	・親がすべて相続*	・親: 1/3*
子どもなし 親は死亡	・配偶者: 3/4 ・兄弟姉妹: 1/4*	・配偶者: 1/2 ・兄弟姉妹: 遺留分なし	・兄弟姉妹がすべて相続*	・兄弟姉妹: 遺留分なし

\*相続人が複数いる場合は、法定相続分・遺留分を相続人の数で等分します。

円満に相続できるように

## ■ 大切な家族に「のこす」想いはさまざまです。

～遺産についてどのようにお考えですか？～



出典：金融広報中央委員会「令和5年 家計の金融行動に関する調査（二人以上世帯調査）」

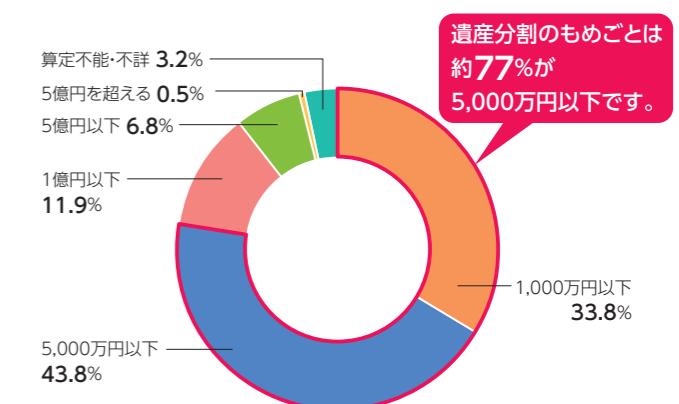
## ■ 争族は他人事ではありません。

～遺産分割を巡る裁判所への相談が増加傾向にあります～



出典：裁判所 司法統計「家事 令和5年度 家事審判・調停事件の事件別新受件数 全家庭裁判所」

～相続に関するトラブルは、遺産総額に関係なく起こり得ます～



出典：裁判所 司法統計「家事 令和5年度 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割をしない」を除く）- 遺産の内容別遺産の価額別- 全家庭裁判所」

大切なご家族のことを思いやり、ご相続人が円満に相続できるように遺産分割の方向性を決めておくことが大切です。



具体的な対策

遺言の活用

P.11へ

生命保険の活用

P.13へ

## ポイント2

# すぐ使えるお金の準備

相続発生後すみやかに使える現金を確保しましょう。

## 相続税の申告と納税期間はいつまで？

相続税は、相続発生を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告と納付をしなければいけません。また、納付については現金での一括納付が原則となります。相続が発生したときに予想される相続税額を事前に把握し、早めの対策を講じることが必要です。

### ■相続手続きのスケジュール

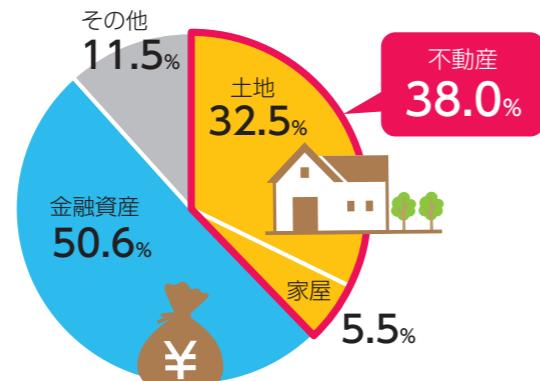


▶ 相続手続きの流れ(全体版) [P.37]

## 相続財産から納税資金を確保できる？

家計資産の半分近くは、土地や家屋などの不動産が占めているケースが多いといえます。不動産を現金化する場合には、売買などに手間や時間がかかるため注意が必要です。

### ■相続財産の金額の構成比(ご参考)



出典：国税庁 統計情報「令和4年度 2直接税 相続税」

具体的な対策

遺言の活用

P.11へ

生命保険の活用

P.13へ

生前贈与の活用

P.17へ

長期安定運用での資産防衛

P.30へ

## ポイント3

# 相続財産の把握・評価

ご自身の財産がどれくらいあるかを把握しておきましょう。

## 相続財産の評価とは

相続税額は、被相続人の相続財産の種類や、誰がどの財産を相続するかにより税額が異なってくる場合があります。

### ■財産の例

預貯金	債券
株式	投資信託
土地	家屋
生命保険	等
詳細 P.25	

### ■相続人の例



## 相続税の基礎控除額

2015年以降の相続については相続税の基礎控除額が引き下げられました。相続財産(課税価格)が基礎控除額を超える場合、相続税が発生する可能性があるため注意が必要です。

相続税の基礎控除 **3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の人数)**

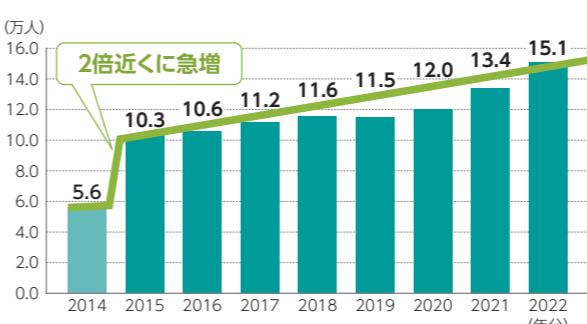
▶ (例えば) 法定相続人が配偶者、長男、長女3人の場合



**3,000万円 + (600万円 × 3人)**  
**=4,800万円**

が相続税の基礎控除額となります。

### ■課税対象となる被相続人数の推移



出典：国税庁 統計情報 長期時系列データ 相続税

まずはご自身の財産がどれくらいあるかを確認してみましょう。  
相続税額の早見表はP.33,34をご覧ください。



具体的な対策

生命保険の活用

P.13へ

生命保険の活用

P.13へ

生前贈与の活用

P.17へ

不動産の活用

P.25へ

事業承継対策

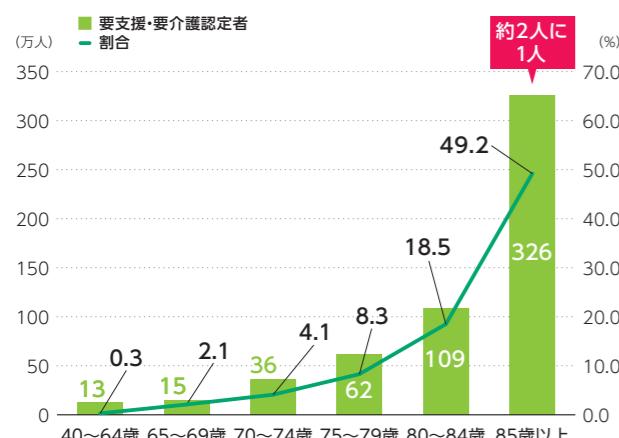
P.29へ

# 認知症・要介護等への備え

意志判断能力があるうちに、備えておきましょう。

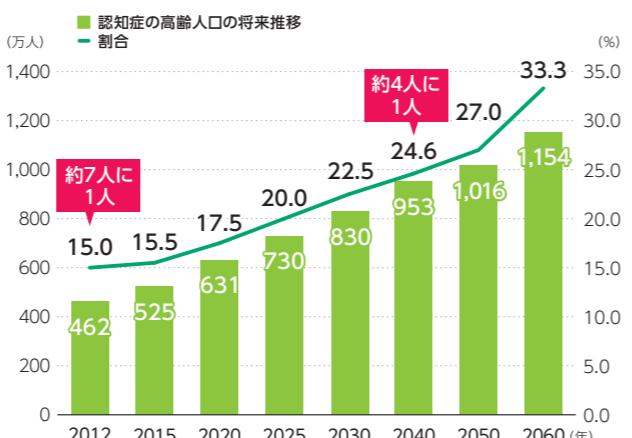
## 要介護状態や認知症は誰にでもおこります

### ■ 年代別人口に占める要支援・要介護認定者の割合



出典：総務省統計局「人口推計月報(令和5年10月報)」、厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(令和5年10月)」

### ■ 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



\*各年齢の認知症有病率が上昇する場合を想定  
出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書(概要版)」

## 介護にかかる費用はどれくらい？

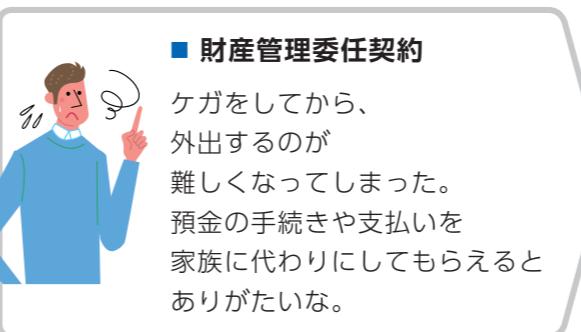
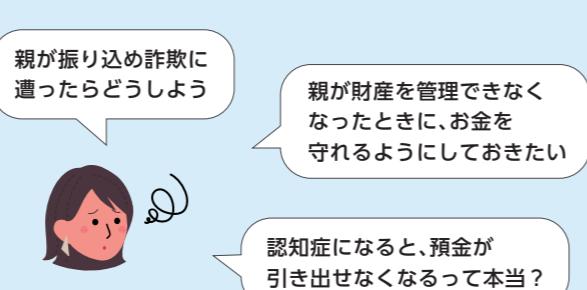
$$\begin{array}{rcl} \text{一時的な費用} \\ \text{(住宅改修や介護ベッドの購入など)} & + & \text{毎月の費用} \\ \text{約 74 万円} & \times & \text{介護期間} \\ \text{約 8.3 万円} & & = \text{介護費用総額} \\ & & \text{約 580 万円} \end{array}$$

仮に10年かかったとすると…

$$\begin{array}{rcl} \text{介護期間} & = & \text{介護費用総額} \\ \text{約 120 カ月 (10年)} & & \text{約 1,070 万円} \end{array}$$

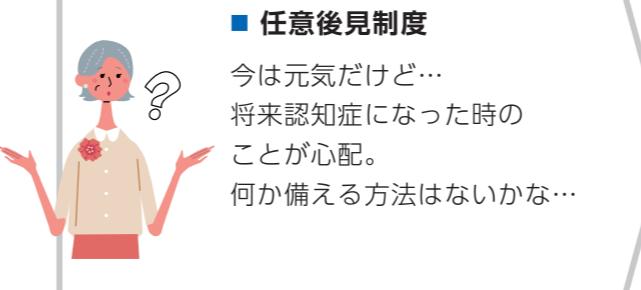
\*公的介護保険サービスの自己負担費用を含む。  
出典：(公財)生命保険文化センター「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

## ～認知症などになると、さまざまな問題が生じる場合があります～



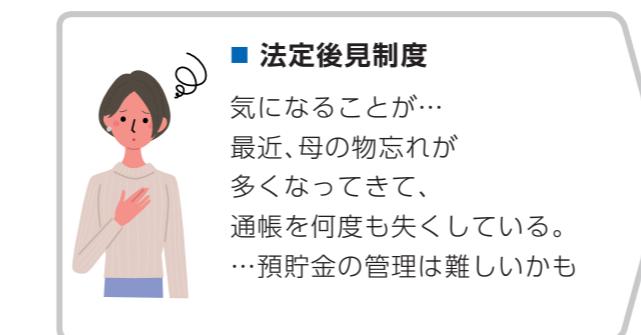
### ■ 財産管理委任契約

ケガをしてから、外出するのが難しくなってしまった。預金の手続きや支払いを家族に代わりにしてもらえるとありがたいな。



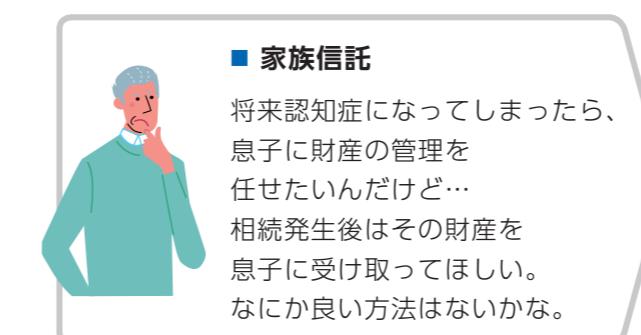
### ■ 任意後見制度

今は元気だけど…将来認知症になったことが心配。何か備える方法はないかな…



### ■ 法定後見制度

気になることが…最近、母の物忘れが多くなってきて、通帳を何度も失くしている。…預貯金の管理は難しいかも



### ■ 財産管理委任契約

判断能力に問題はないものの身体的な事情により、財産管理を行うことが難しいなどの場合に検討される契約です。また、委任者と受任者に特別な資格は必要ないので、信頼できる家族や友人、知人など受任者として契約することもできます。

### ■ 任意後見制度

判断能力の低下に備えて、財産管理を任せる人を決めておくことができる制度です。元気なうちに契約を締結し、判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申し立てをし、任意後見監督人が選任されると、任意後見が開始します。

\*法定後見と異なり、任意後見人には本人の行為の取消権はありません。

### ■ 法定後見制度

すでに判断能力が不十分になっている本人に代わって、成年後見人等が契約などの法律行為を行い、本人を支援する制度です。本人の判断能力の程度に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれます。

### ■ 家族信託

家族信託とは、自分の財産の「管理権限」を、家族などに任せる(託す)ことで、認知症等により意思能力を失った際に資産凍結状態を防ぐ法的制度です。資産凍結への対策として、一般的には、成年後見制度よりも柔軟な財産管理が可能なしくみとなります。

# 現状の把握

ご家族・ご資産状況を確認し、相続税がかかるかどうかを確認してみましょう。

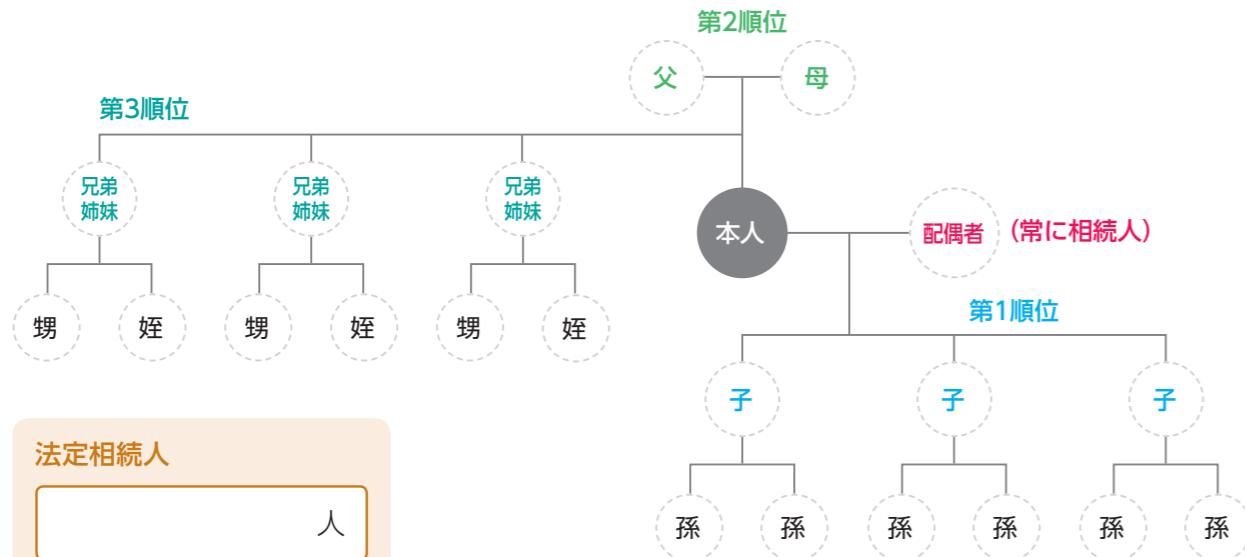
ご自身の状況を整理してみましょう！



## 法定相続人について

ご家族状況に○をつけて、相続人の数を確認してみましょう。

(年　月　日　記入)



## 資産内容の確認について

ご資産の状況から、相続税の課税対象となる価格を確認しましょう。

現金・預貯金	万円	
有価証券	万円	
不動産	土地 建物	万円 万円
その他の資産(退職金等)	万円	
死亡保険金	万円	
死亡保険金の非課税枠 500万円×法定相続人の数( )人	▲ 万円	
債務・葬式費用等	▲ 万円	

相続税の課税価格は、  
財産総額から非課税財産等を控除します。

課税価格(概算) 万円

## 法定相続人の数とそれぞれの法定相続分、遺留分について

法定相続人の数	ご相続人		法定相続分	遺留分
	続柄	お名前		
人				

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫(直系卑属)を含みます。)および配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。

## 相続税についての確認について

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人}) = \text{基礎控除額}$$



\*上記の診断は、あくまで簡易の概算に基づく目安であり、実際に相続税がかかるかどうかは、税理士などにご相談ください。

# 1 遺言の活用

## ポイント

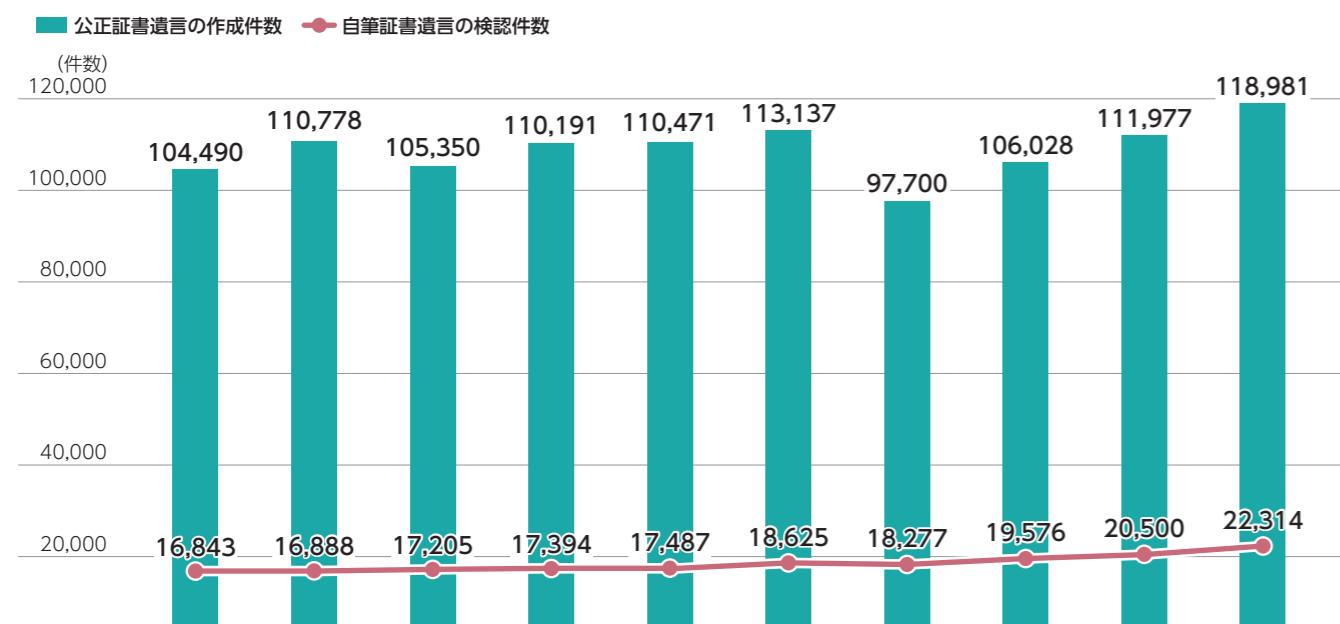
「誰に」、「どの財産」を「どれくらい」相続させるのかを指定することができます

財産を家族にのこすことについて、生前に自分の考え方を示しておくのが遺言です。円滑な相続手続きのために、遺言書を書く方が増えています。

### 【遺言の種類】

	内容	メリット	デメリット
公正証書 遺言	●遺言者が遺言の内容を公証人に口述 ●公証人が作成・保管	●形式不備の心配がない ●紛失の心配がない ●家庭裁判所での検認手続きが不要	●証人が2人以上必要 (相続人等は証人になれない) ●費用がかかる
自筆証書 遺言	●遺言者が遺言書を自筆 ●署名、日付も自筆 ●押印が必要(実印の他、認印でも可) ●遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが必要 (自筆証書遺言書保管制度を利用した場合、検認手続きは不要)	●簡単に作成できる ●誰にも知られずに作成できる ●費用がかかるない ●財産目録はパソコンなどでも作成可能	●形式不備で無効となる可能性がある ●遺言書の紛失や他人による隠匿、破棄の危険性がある ●検認手続きに時間や費用がかかる

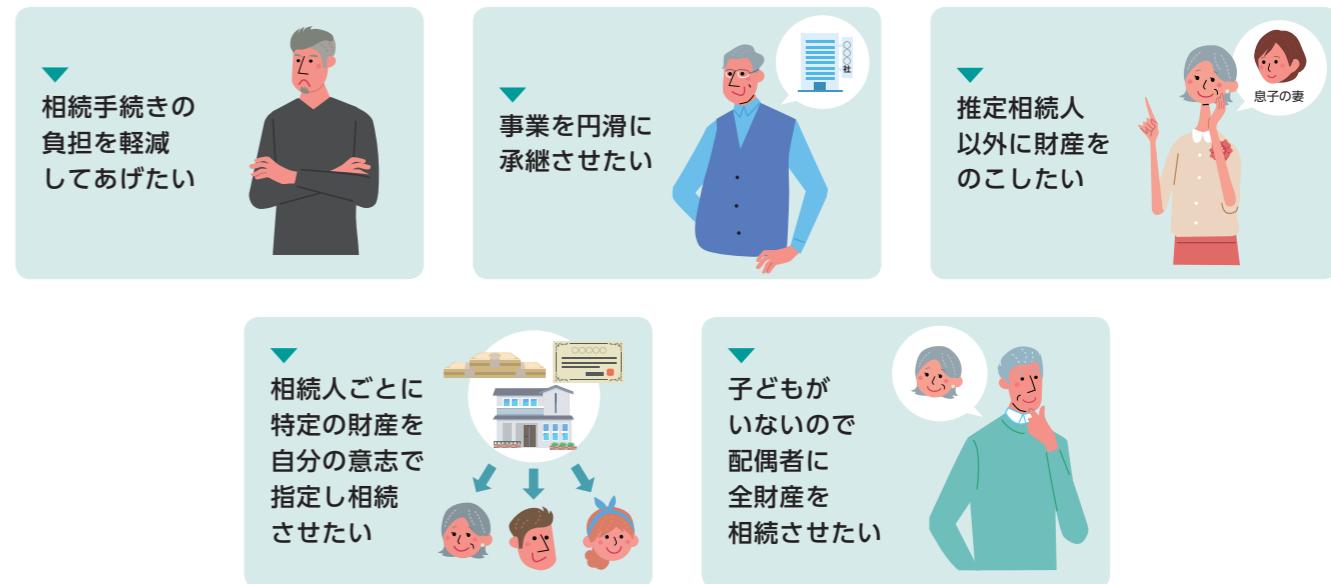
### ■公正証書遺言の作成件数および自筆証書遺言の検認件数の推移



出典：日本公証人連合会「令和5年の遺言公正証書の作成件数について」  
最高裁判所「令和5年 司法統計年報(家事編)」

## 遺言で実現できる想い

以下のようなケースは遺言書を作成されることをおすすめします。



## SBI新生銀行の取扱商品・サービス

### 遺言信託

遺言書作成のご相談から、遺言書の保管・遺言の執行までトータルにサポートし、お客様の想いの実現をお手伝いさせていただきます。

#### 専門家が「遺言書」の作成をサポート！

お客様のご意向や家族構成・保有財産を踏まえ、信託会社の専門家が遺産分割等のご相談を承ります。最終的には公証役場で公正証書遺言を作成いただき信託会社を遺言執行者としてご指定いただきます。

#### 「遺言執行」により相続手続きの負担が軽減！

遺言の内容の実現のために、信託会社が遺言執行者として相続手続きを行います。

#### 遺言信託の流れ(概要)



遺言信託は、信託会社の業務提携店として取次ぎをいたします。ご契約に際しましては、お客様と信託会社が契約当事者となります。

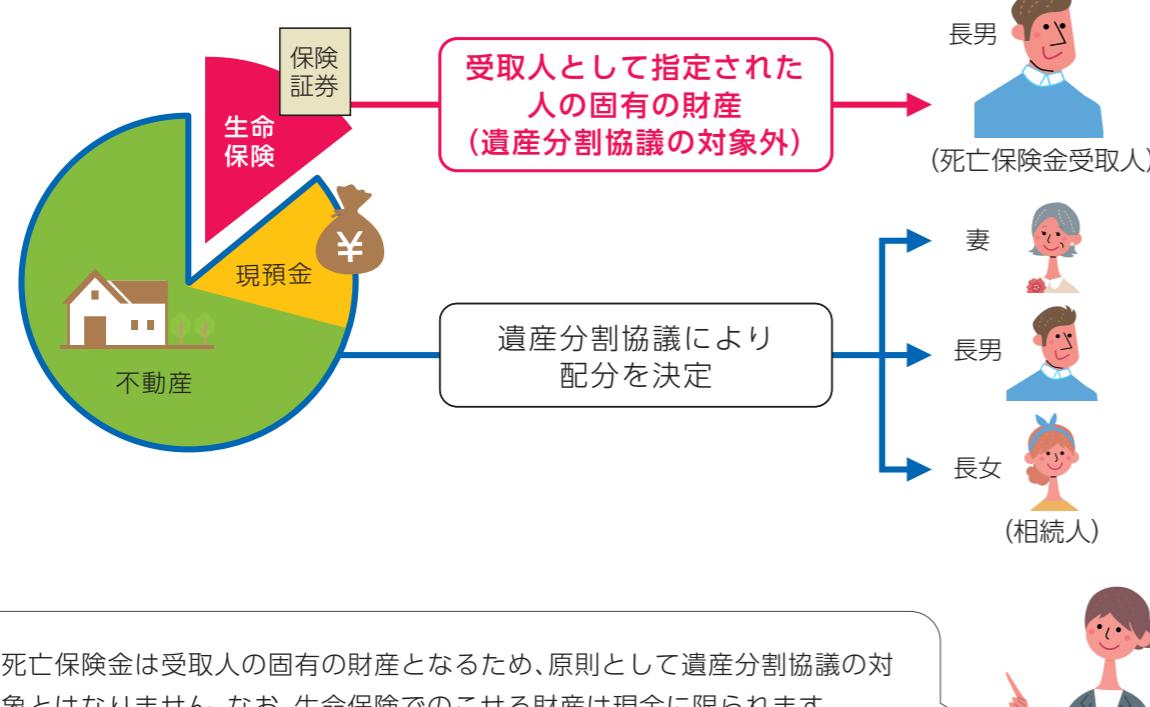
## 2 生命保険の活用

### ポイント

#### お金に「宛名」をつけられます

生命保険は契約時に死亡保険金受取人を指定することで、のこしたい人に“現金”をのこすことができます。

#### 【相続財産】〈イメージ〉



### ポイント

#### 相続税の非課税枠があります

生命保険の死亡保険金には、相続税の基礎控除とは別に一定の金額までが相続税の非課税枠となる税制上の優遇措置があります。

##### 死亡保険金非課税枠の計算方法

#### 500万円 × 法定相続人の人数

○契約者(保険料負担者)・被保険者が被相続人、死亡保険金受取人が相続人である保険契約の場合に適用されます。

▶(例えば)法定相続人が配偶者、長男、長女3人の場合



$$500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$$

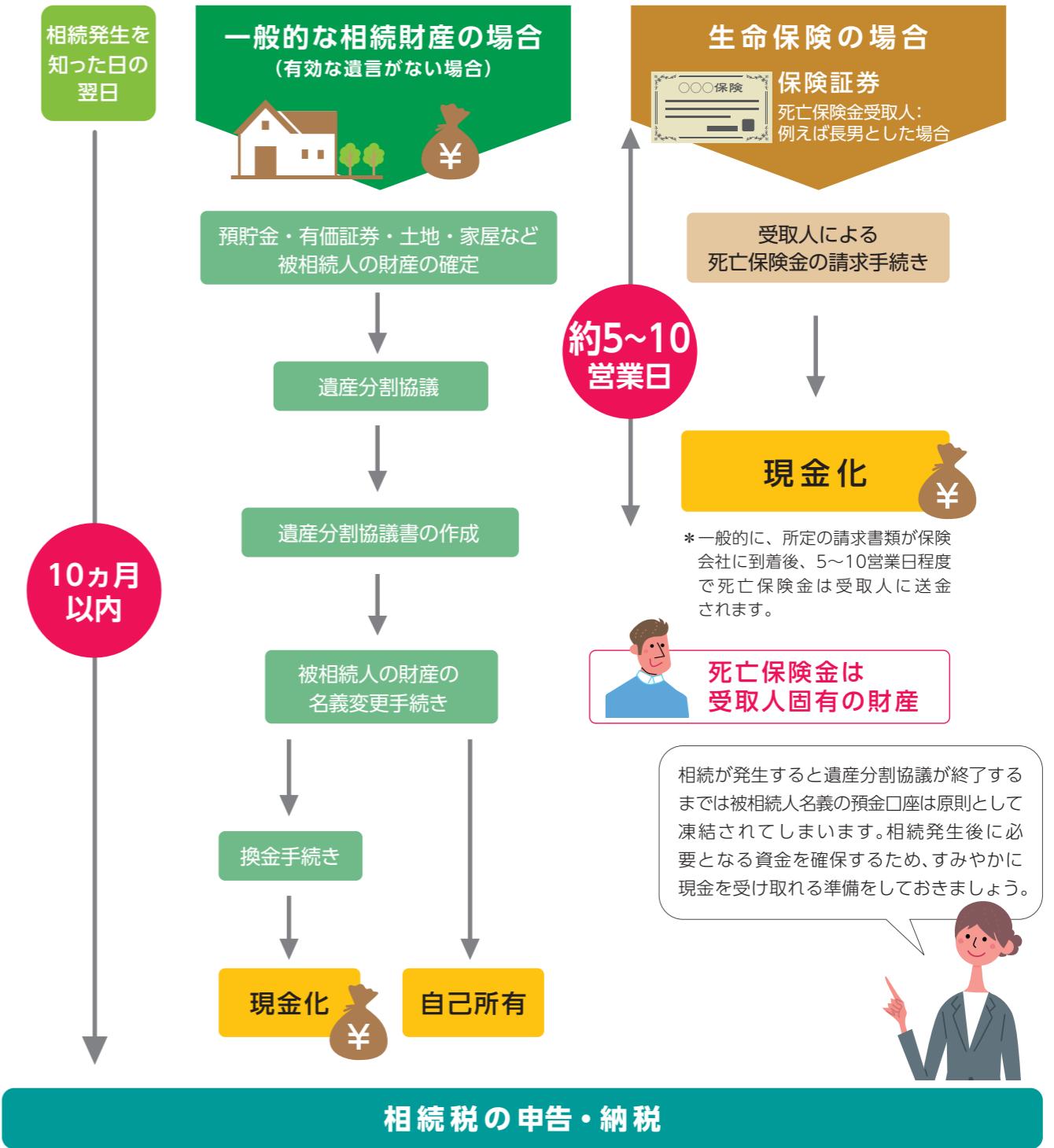
が死亡保険金の相続税非課税枠になります。

### ポイント

#### すぐに使えるお金の準備ができます

生命保険の死亡保険金は、受取人の請求から約5~10営業日で迅速に現金化できるため、流動資金の準備などに適しています。

##### ■相続発生後の現金化までの流れ



## 2 生命保険の活用

### SBI新生銀行の取扱商品・サービス

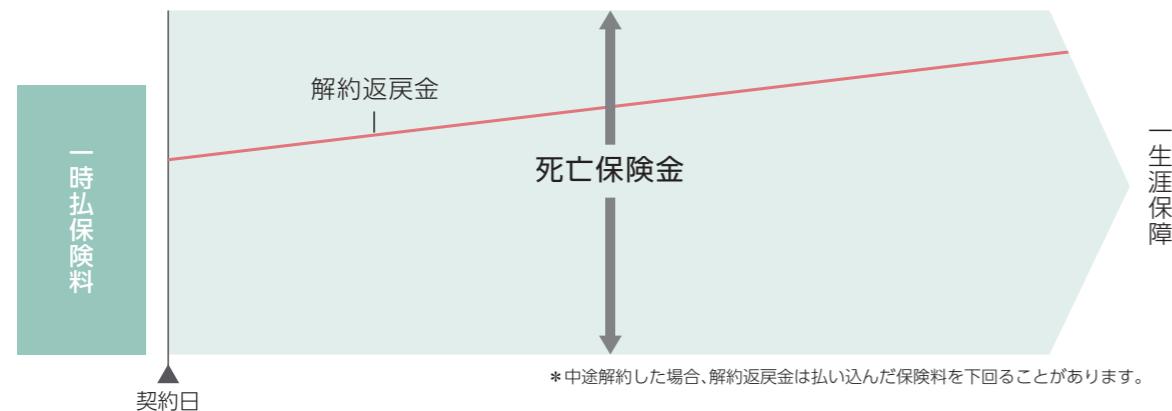
#### 終身保険

##### 「終身保険」とは？

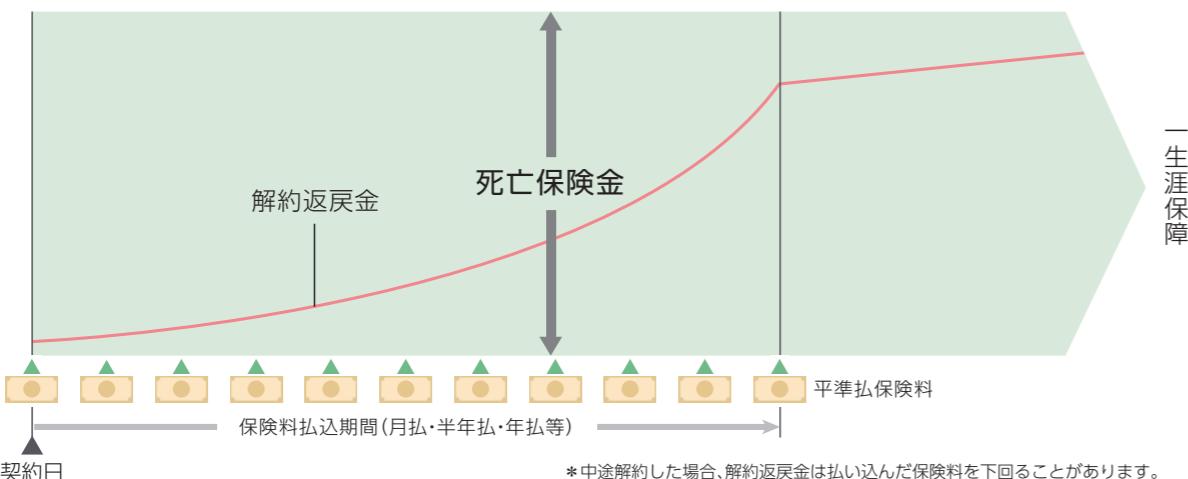
終身保険は保険期間が一生継続する生命保険です。終身保険には満期がないため、保険期間中に保険の対象となる被保険者が死亡した場合、あらかじめ指定した死亡保険金受取人に対し、確実に保険金をのこすことができます。

##### 終身保険のしくみ

###### ■「一時払終身保険」の仕組図



###### ■「平準払終身保険」の仕組図



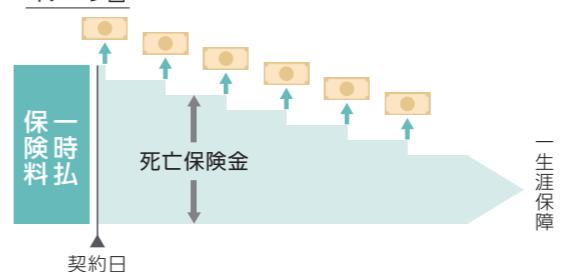
SBI新生銀行(募集代理店)の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みを引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

#### 一般的な終身保険のしくみ

##### ■ 指定した回数の生存給付金を受け取れ、生存給付金と死亡保障の合計が最低保証されているタイプ

\*生前贈与に活用できるタイプです。

###### イメージ図



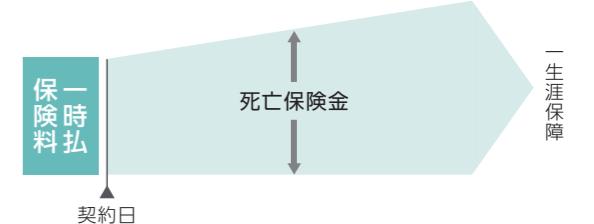
##### ■ ご契約当初から一時払保険料よりも高い死亡保障が得られるタイプ

###### イメージ図



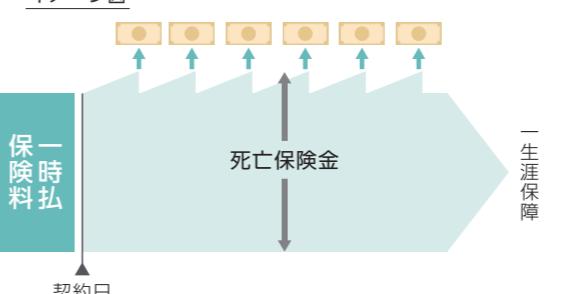
##### ■ 毎年保険金額が遙増し一時払保険料よりも高い死亡保障が得られるタイプ

###### イメージ図



##### ■ 定期的に引出金を受け取りながら、一時払保険料相当額の死亡保障が最低保証されているタイプ

###### イメージ図



##### ■ 一定期間、継続的に保険料を払い込むタイプ

###### イメージ図



### 3 生前贈与の活用

#### ポイント

#### 生前贈与の基礎控除を利用して、より多くの資産をご家族へのこしましょう

資産を全額相続財産としてのこして、相続税を納付するよりも、生前に贈与を行い、贈与税と組み合わせて納付することで、より多くの資産をご家族にのこすことができます。

##### 生前贈与とは

「贈与」とは、当事者的一方が、自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約です。存命中に贈与することを「生前贈与」といいます。

##### ■ 贈与は「あげる人」と「もらう人」の意思表示が大切



##### ■ 贈与税額の計算式

$$(\text{贈与を受けた財産の価額} - 110\text{万円(基礎控除額)}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

基礎控除後の課税価格

下記の贈与税の速算表を使用

##### ■ 贈与税の速算表(暦年課税の場合)

基礎控除後の課税価格	特 例*		一 般	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下			20%	25万円
400万円超～600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

\*直系尊属（父母や祖父母など）から子・孫などの直系卑属（財産の贈与を受けた年の1月1日現在において18歳以上の者に限ります。）が贈与により財産を取得した場合

#### 贈与税の2つの課税制度について

贈与税には暦年課税と相続時精算課税の2つの課税制度があります。それぞれのメリット、デメリットをしっかり理解し、効果的かつ効率的な贈与を検討しましょう。

	暦年課税	相続時精算課税
概要	1年間(1月1日～12月31日)に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する方式	父母・祖父母などから、子・孫への贈与について、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式
贈与者	誰でも	60歳 <sup>*3</sup> 以上の親または祖父母
受贈者	誰でも	18歳 <sup>*3</sup> 以上の子・孫
適用手続き	年間の受取額が合計で110万円を超える場合申告が必要	本制度により初めて贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日に「相続時精算課税選択届出書」を提出ただし、基礎控除以下の贈与については申告不要 <sup>*4</sup>
控除額	基礎控除額 年110万円 <sup>*1</sup>	特別控除額 通算で2,500万円 基礎控除額 年110万円 <sup>*4</sup>
税率	10%～55%	一律20%
贈与税の計算	(贈与額-基礎控除110万円)×税率-控除額	(贈与額-基礎控除110万円-特別控除2,500万円 <sup>*5</sup> )×20% *すでに控除を受けた場合は残額

メリット	毎年、年間110万円の基礎控除を受けることができる。また、相続開始以前7年間 <sup>*2</sup> の贈与を除き、贈与した金額は相続税の課税対象とならない。	相続税の課税財産に加算される金額は、贈与時の価格 <sup>*5</sup> であるため、値上がりが予想される財産の早期移転に有効となる。また、特別控除額も多額であるため、税負担を抑えつつ、多額の財産の移転が可能となる。
デメリット	累進税率が適用されるため、年間の贈与金額が多額の場合には、高い税率により、多額の贈与税が課せられる。	基礎控除を超えて贈与した金額は、相続発生時に改めて相続税の課税対象となる。一度この制度を選択すると撤回ができず、その贈与者からのその後の贈与は、暦年課税ではなくすべてこの制度の贈与となる。

\*1 同一年中に複数の人から贈与を受けた場合でも、その贈与を受けた財産の価額の合計額から控除できる基礎控除額は贈与者の人数に関わらず110万円となります。  
\*2 相続開始日が2027年1月1日以後の場合は、相続財産への加算期間が3年から7年に順次延長されます。  
\*3 贈与のあった年の1月1日現在における年齢となります。  
\*4 2023年12月31日以前の贈与には、基礎控除額110万円の適用はありません。また、同一年に複数の特定贈与者（相続時精算課税を選択した贈与者）から贈与を受けた場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で控除されます。  
\*5 相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が、2024年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算します。

暦年課税制度と相続時精算課税制度は、2024年1月以降大幅な改正が行われました。次ページ以降で変更点を詳しく確認しておきましょう。



### 3 生前贈与の活用

#### ポイント

2024年1月1日より、暦年課税における生前贈与加算期間及び相続時精算課税制度の改正が行われました

#### 改正点① 暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し

##### ■ 暦年課税とは

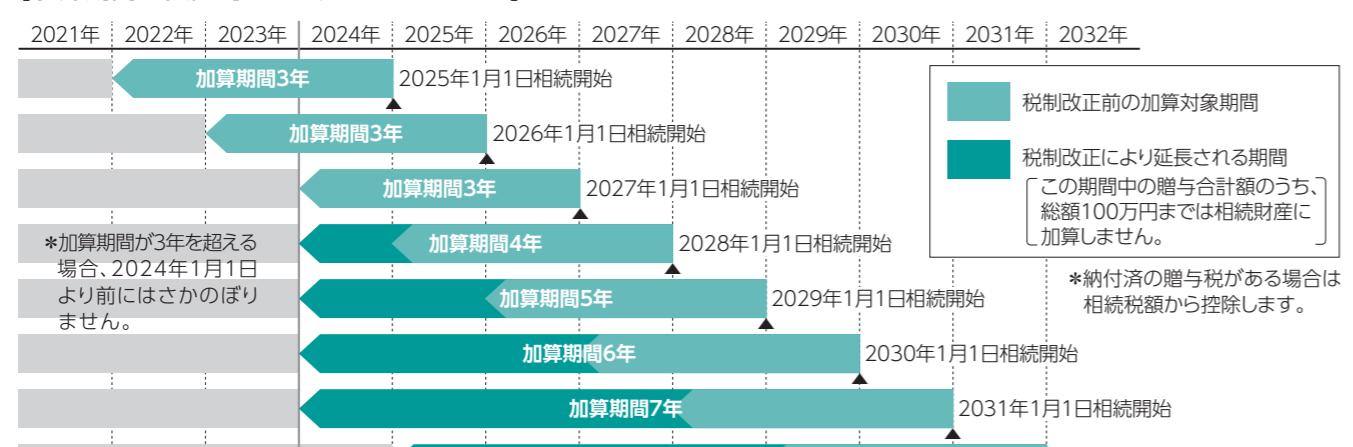
1年間(1月1日～12月31日)に贈与された価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に税率を乗じて贈与税額を計算するものです。

##### ■ 改正内容

一定期間内に生前贈与を受けた財産は相続財産に加算することとなっていますが、当該加算期間が「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。  
ただし、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

	改正前	改正後
生前贈与加算期間	相続開始前3年以内	相続開始前7年以内
生前贈与加算額	贈与を受けた全額	相続開始前3年超7年以内に贈与を受けた財産は 総額100万円までを控除

#### 【加算期間が段階的に延長されるイメージ】



生前贈与を受けた人が、相続や遺贈によって財産を取得していなければ、相続財産への加算は対象外です。



相続開始日	加算期間
2026年12月31日まで	相続開始前3年以内
2027年1月1日から 2030年12月31日まで	相続開始前3年超7年未満 (2024年1月1日以後相続開始日までの贈与を加算)
2031年1月1日から	相続開始前7年以内

#### 改正点② 相続時精算課税制度の見直し

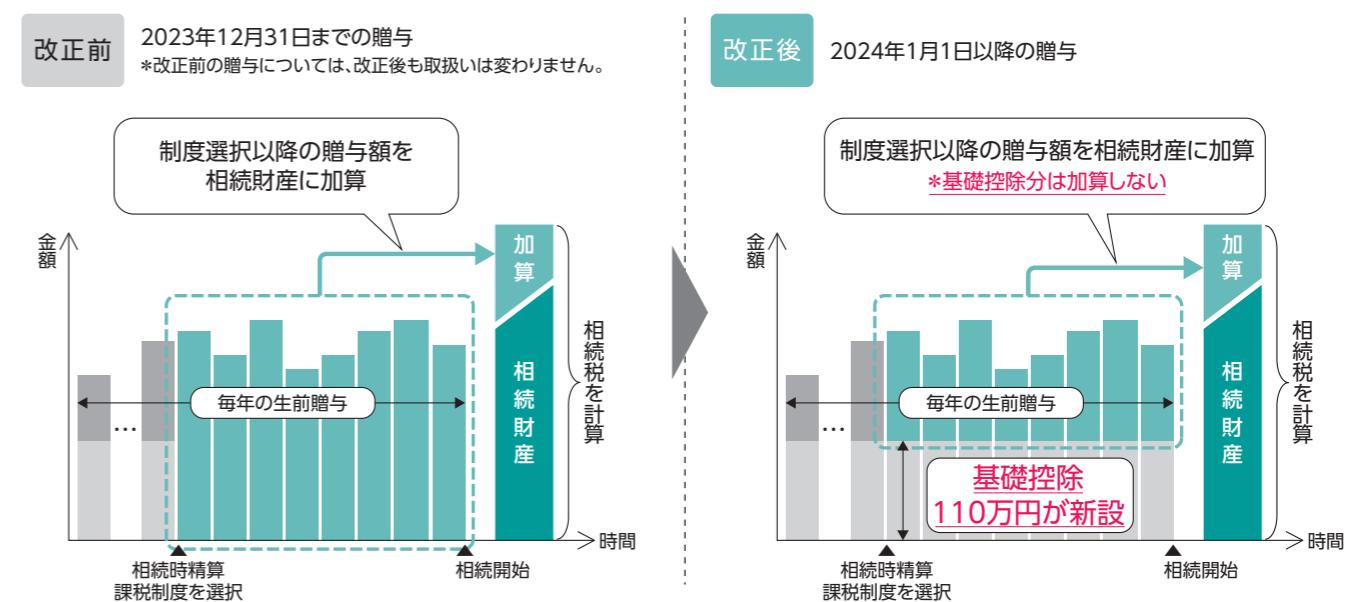
##### ■ 相続時精算課税とは

原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子・孫への贈与について、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算するものです。  
なお、一度この制度を選択すると、その後「暦年課税」へ変更することはできません。

##### ■ 改正内容

暦年課税の基礎控除とは別に、年間110万円の基礎控除が新設され、基礎控除以下の贈与については贈与税の申告が不要となります。

また、贈与を受けた土地・建物が2024年以降の災害で一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算することができます。



# 3 生前贈与の活用

## ポイント

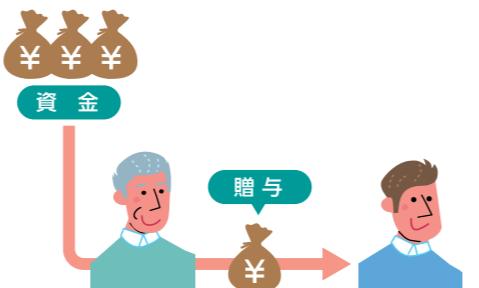
### 効果的な贈与のポイントを押さえて、「生前贈与」のメリットを上手に活用しましょう

生前贈与を効果的に行うポイントは、贈与可能な金額、贈与できる期間、贈与する人数を考慮して計画的に贈与を行うことです。

#### ①開始を早めに・長い期間にわたって贈与する

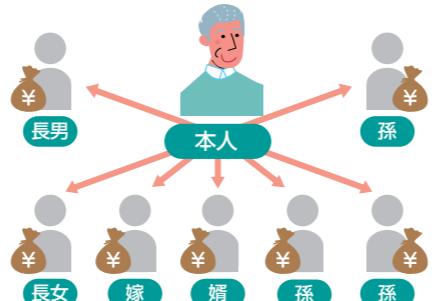
贈与税は1月1日から12月31日までの贈与の合計額に対して課税されます。

例えば3年間にわたって贈与を行う場合、贈与税の基礎控除（年110万円）を毎年活用でき、合計330万円の非課税枠を活用できます。



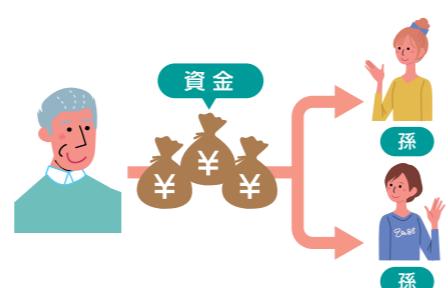
#### ②多くの人へ贈与する

贈与税は、贈与を受けた人が負担する税金です。例えば、7人に対して、一人あたり年110万円の贈与を行うことにより、非課税で770万円の財産を贈与できます。



#### ③一代飛ばしの贈与をする

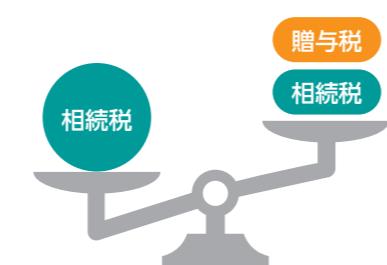
相続や遺贈により財産を取得しない孫への贈与は、相続開始前生前贈与加算対象期間内の贈与であっても相続財産の加算対象とはなりません。



#### ④相続税率と贈与税率を比較して贈与する

将来の相続税も考慮することが重要です。贈与可能な期間が短い場合には、贈与税を負担してでも110万円超の生前贈与をした方が有利になることもあります。

贈与税と相続税をトータルで考えることが必要です。



相続や遺贈と異なり、自身の存命中に財産を無償で移転する生前贈与は、相続税の負担軽減や資産の有効活用といったメリットがあります。

■ 10年間毎年贈与を行いその後7年経過してから相続が発生したケースについて見てみましょう。

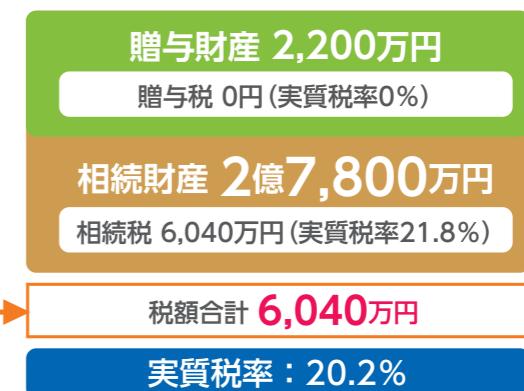


毎年110万円を贈与したケース（基礎控除額内のため贈与税の申告は不要です）

##### ●贈与をしない場合



##### ●毎年110万円を贈与した場合

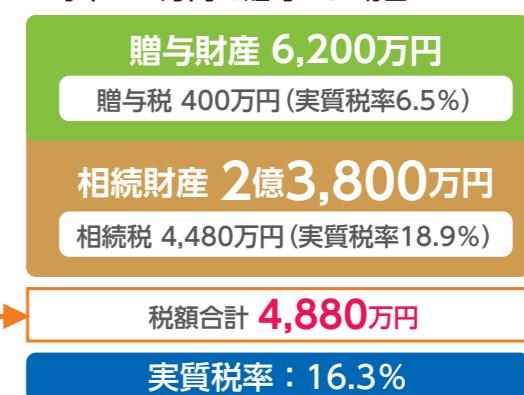


毎年310万円を贈与したケース（贈与税20万円\*を納税し290万円の資金がのこります）

##### ●贈与をしない場合



##### ●毎年310万円を贈与した場合



\*1年あたりの贈与税額 ((贈与財産310万円-基礎控除110万円) × 税率10% = 20万円) となります。

※相続税額は、相続人の子2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前7年以内の贈与ではなく、税額控除の適用はないと仮定した場合です。

※他の所得にかかる税金等は考慮していません。

※実質税率は小数第2位を切り上げています。

生前に財産を移転することで、贈与税と相続税をあわせた実質税率が引き下がり、結果相続税の軽減効果が期待できます。

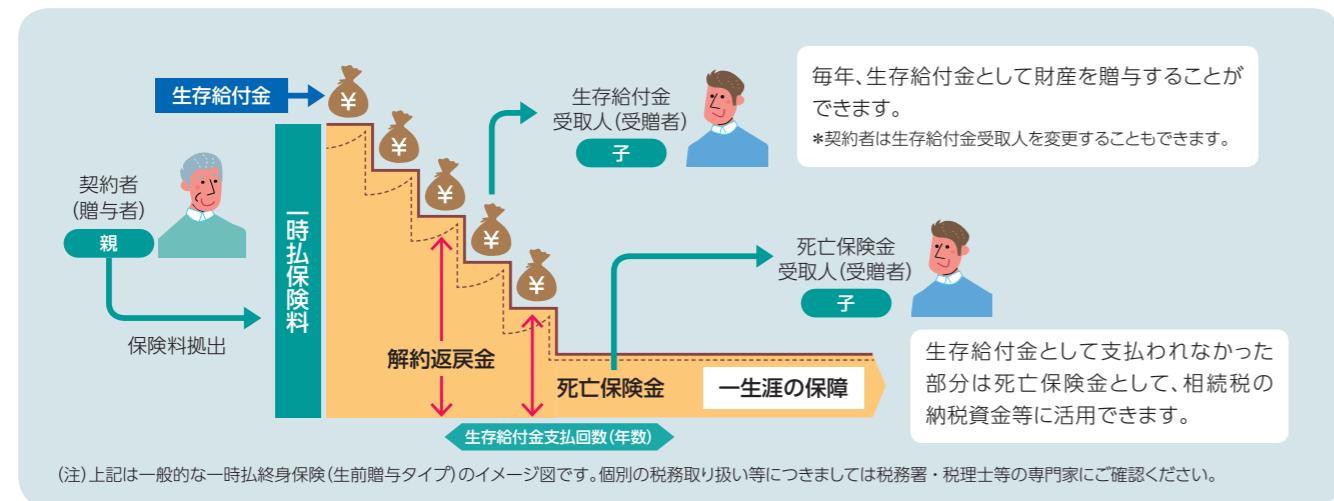
# 3 生前贈与の活用

## 生前贈与に生命保険を活用する例

### 生命保険を活用した暦年贈与例(生存給付金を贈与に活用)

生前贈与に活用できる生命保険のしくみを活用すると、贈与の都度振込等のお手続きをする必要もなく、円滑に財産を贈与することができます。

#### ■ 一時払終身保険を活用した場合(イメージ図)



### 贈与で受け取った資金の活用例(生命保険の保険料として活用する)

大きな資金を一括で贈与するのが不安な方や、現金等で贈与することに抵抗がある方には、贈与した資金で子や孫が生命保険に加入する方法があります。

#### ■ 資産形成として

受贈者が贈与された財産で、貯蓄性のある生命保険に加入し、将来受け取る年金・解約返戻金などを、教育資金や住宅購入資金、老後の生活資金として活用することができます。



#### ■ 相続税納税資金準備として

受贈者が贈与された資金で生命保険に加入し、被保険者の死亡時に受け取る保険金を相続税納税資金として活用することができます。



## 注意すべき点

ひとつひとつチェック  
していきましょう



### 「生前贈与」を行うときの注意点

生前贈与では、気をつけておかなければならぬポイントがあります。

#### □ 贈与契約書を毎年作成すること

- 贈与者(贈与する人)と受贈者(贈与を受ける人)の両方がそれぞれ直筆で署名・捺印すること \*印鑑は各自のものを使用します。
- 受贈者が未成年の場合は、法定代理人(親権者)が直筆で署名・捺印すること
- 贈与税の契約書は毎年2通作成し、できれば公証役場で確定日付をもらうこと

#### □ 受贈者が贈与を受けたことを認識していること

- 受贈者が子ども等で贈与を受けたことを認識できない場合は、法定代理人(親権者)が確認する

#### □ 基礎控除額を超える場合は贈与税の申告をすること

- 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日\*までに受贈者が贈与税の申告を行うこと \*該当日が土・日曜日・祝日等に当たる場合はこれらの日の翌日となります。
- 贈与税の申告書を保管すること

#### □ 贈与された財産の管理を受贈者が行うこと

- 毎年、贈与者は受贈者の銀行預金口座に現金を振り込むこと
- 保険料の引落し(支払い)、贈与税の納付については、受贈者の銀行預金口座を利用すること
- 通帳や印鑑等の管理は受贈者が行うこと(受贈者が未成年の場合、法定代理人(親権者)が管理する)

#### □ 贈与されたお金で生命保険に加入する場合、その契約に関する生命保険料控除を贈与者が受けていること

詳しくは税理士や所轄の税務署等にご相談ください

#### ■ 贈与契約書の例

##### 贈与契約書

贈与者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)は、受贈者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)と、下記条項により贈与契約を締結する。記

第1条 甲は、現金\_\_\_\_\_万円を乙に贈与するものとし、乙はこれを承諾した。第2条 甲は、第1条に基づき贈与した現金を、令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日までに、乙が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

この契約を締結する証として、この証書2通を作成し、甲乙双方及び乙の法定代理人が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

(甲) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(乙の親権者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(乙の親権者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(ご留意事項)  
○贈与契約書は「贈与の事実」「贈与年月日」「受贈者の氏名、住所」「贈与金額」の記載が必要です。  
○第2条の有無はお客様の任意項目です。  
○受贈者が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。

## 贈与についての根拠(生命保険料の負担者の判定について)

-国税庁の事務連絡(1983年9月)-

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合、もしくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険又は当該生命保険契約に関する権利の課税にあたっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法3(1)一、三、5)。  
\*生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。
2. 生命保険契約の締結にあたっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等としてその保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者および受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、(1)毎年の贈与契約書、(2)過去の贈与申告書、(3)所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、(4)その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

# 4 不動産の活用

## ポイント

### 不動産の利用方法で相続税評価額を下げるることができます

#### 「不動産」の活用

##### ■ 不動産の評価

相続税や贈与税を計算するときは、土地や家屋などを評価する必要があります。原則として、国税庁の定める財産評価基準書に沿って評価します。土地を評価する場合、宅地、田、畠、山林などの地目ごとに評価します。また、宅地は利用単位ごとに評価をしますので、利用の方法によっては評価減が図れます。

土地	宅地（自用地）	路線価×面積、または固定資産税評価額×倍率
	借地権	路線価×面積×借地権割合、または固定資産税評価額×倍率×借地権割合
	貸地（底地）	自用地価額×（1-借地権割合）
	貸家建付地*	自用地価額×（1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合）
建物	家屋	固定資産税評価額
	建築中の家屋	費用現価×70%
	貸家	固定資産税評価額×（1-借家権割合×賃貸割合）

\* 貸家建付地=土地所有者の貸家やアパート、賃貸マンション等の敷地

##### ■ 路線価による土地の相続税評価額計算例

- |        |                      |        |      |
|--------|----------------------|--------|------|
| ・路線価   | 300千円/m <sup>2</sup> | ・借地権割合 | 70%  |
| ・借家権割合 | 30%                  | ・賃貸割合  | 100% |

\*各種補正是考慮しておりません。



不動産を上手に活用することで、相続税評価額を下げるすることができますが、相続時に分割しづらい等のデメリットもありますので、注意が必要です。



#### 小規模宅地等の特例

##### ■ 小規模宅地等の特例とは

被相続人が居住用や事業用に使用していた宅地等で一定の要件を満たすものがあれば、80%または50%の評価減ができる、相続税の負担が軽減される制度です。

原則として、相続税の申告期限までに遺産分割された場合に適用され、未分割の財産には適用されません。

なお、相続開始前7年以内\*に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

##### 【利用区分表】

宅地等の利用区分		限度面積	減額割合
事業用	特定居住用宅地等	330m <sup>2</sup>	▲80%
	特定事業用宅地等	400m <sup>2</sup>	▲80%
	貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup>	▲50%

\*相続開始日が2027年1月1日以後の場合は、相続財産への加算期間が3年から7年に順次延長されます。

##### 共同相続した場合

特例が適用できる宅地等を複数の相続人が共同相続した場合は、取得者ごとに適用要件を判定します。



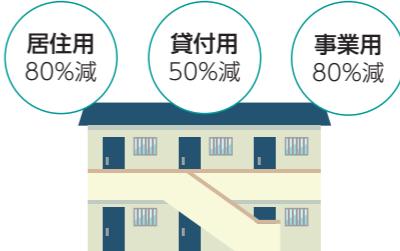
被相続人居住用

##### 取得者ごとに評価

- |        |         |
|--------|---------|
| 配偶者    | : 80%減額 |
| 同居しない子 | : 減額なし  |

##### 一棟の建物のうちに複数の利用用途がある場合

一棟の建物のうち、複数の利用用途がある場合には、土地の面積を利用用途で按分して計算します。



##### 部分ごとに評価

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 居住用部分   | : 330m <sup>2</sup> まで80%減額 |
| 事業用部分   | : 400m <sup>2</sup> まで80%減額 |
| 貸付事業用部分 | : 200m <sup>2</sup> まで50%減額 |

(注)適用面積には一定の制限があります。

##### 特定事業用宅地等と特定居住用宅地等を併用する場合

- |          |                   |                           |
|----------|-------------------|---------------------------|
| 特定事業用宅地等 | 400m <sup>2</sup> | 最大730m <sup>2</sup> まで適用* |
| 特定居住用宅地等 | 330m <sup>2</sup> |                           |

\*貸付事業用宅地等については除きます。

# 4 不動産の活用

## 不動産を活用する対策事例

### 対策① 金融資産を不動産に組み替える

相続税の評価額は、現預金では100%その額で評価されますが、不動産の場合、土地はおおよそ時価の80%、建物は60%で評価します。現預金や有価証券などの金融資産を不動産に替えることで、相続税の評価額が圧縮され評価減が図れます。



### 対策② 空き地に賃貸マンションなどを建てる

空き地の相続税評価額は自用地評価ですが、アパートやマンションを建てて、賃貸すると、貸家建付地の評価になります。不動産のある地域による借地権割合で異なりますが、土地の評価は、おおむね20%の評価減となります。また、貸付事業用宅地の小規模宅地等の特例<sup>\*2</sup>が適用されるとさらに評価額が下がります。



### 対策③ 親子で同居する

二次相続を考えた場合、別居の子ども(持ち家に居住)が親の自宅を相続すると、その土地は自用地として評価されます。同居していれば居住用小規模宅地の80%減額特例が適用され、評価額は大幅に圧縮されます。



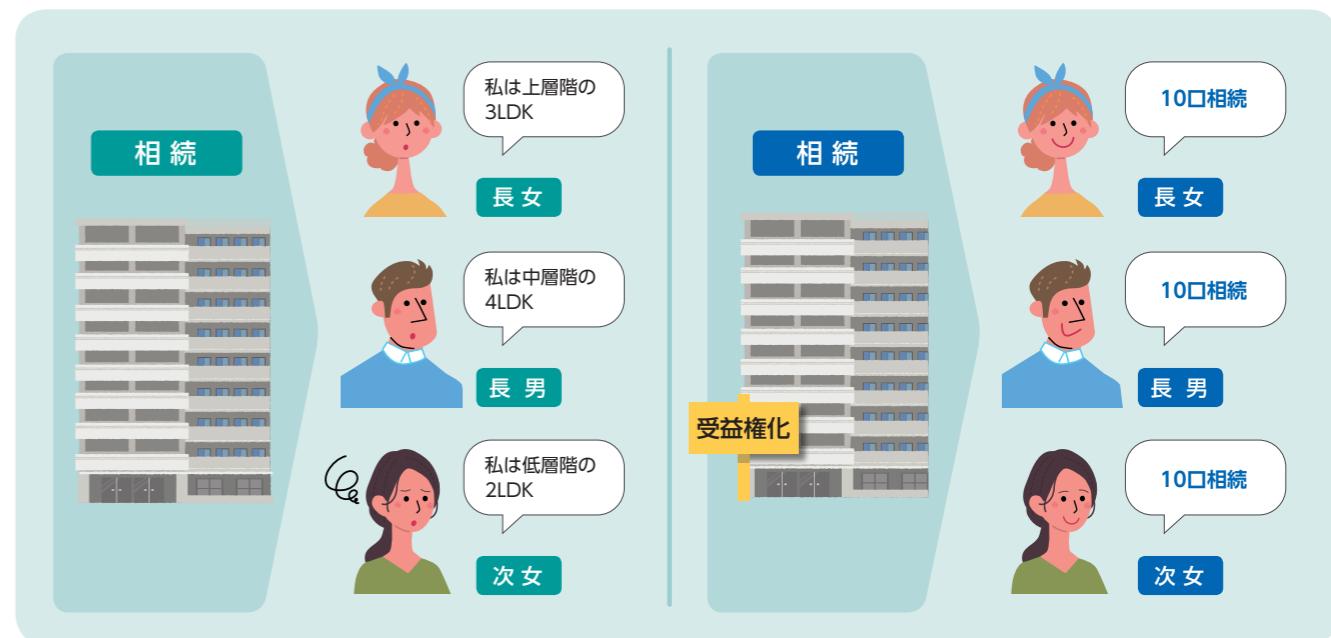
\*不動産の評価を下げる効果は、種類や条件等によって異なります。ご検討される際は税理士等へご確認ください。

ただしP.5でご説明した通り、不動産を売却して遺産分割や納税資金の確保に活用する場合、流動性の面で金融資産より自由度が劣後する場合が多いので、十分な注意が必要です。

## 不動産小口化商品の活用

特定の不動産を小口化して販売し、不動産の賃料収入や売却益を投資額に応じて出資者に分配する商品です。少額から不動産への投資ができるため、相続対策としても活用されています。

また、現物不動産を相続する場合、公平に分けることが難しくトラブルにつながる事例も少なくありませんが、不動産小口化商品の場合、1口あたりの権利に違いはなく、口数単位で分割所有することができるので、均質・均等な遺産分割が可能になります。



### 豆知識

#### 相続登記の申請義務化についてご存知ですか？

不動産に関する相続登記がされておらず、登記簿を見ても所有者が分からぬ「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題になっています。そのため、これまで任意だった相続登記が2024年4月1日より義務化されました。内容についても確認しておきましょう。

- 相続(遺言を含みます)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割が成立した日から3年内に、相続登記をしなければなりません。
- 義務に違反した場合、正当な理由がない限り、最大で10万円以下の過料が科されます。

土地や建物を相続したものの、まだ登記していないという方は、申請義務違反とならないよう、早めに申請を行いましょう。

## 5 事業承継対策

～企業オーナーさま向け～

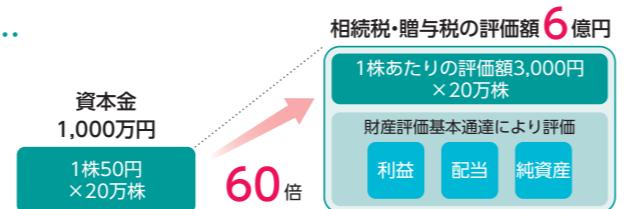
### ポイント

#### 事業承継と資産承継は強い相関関係にあります

事業承継は、手法や条件の検討など相応の時間を要する場合があり、スムーズな承継に向けて早めに検討することが極めて大切です。オーナーさまの場合は、会社の事業承継とオーナーさま個人の資産承継の両面から対策を立てることが重要です。

#### 自社株式の評価額が思わぬ高額となっていることも…

取引相場のない株式(非上場株式)は、法人の内部留保の蓄積により純資産額が高くなり、評価額が資本金の何十倍にも高額となっているケースがあります。

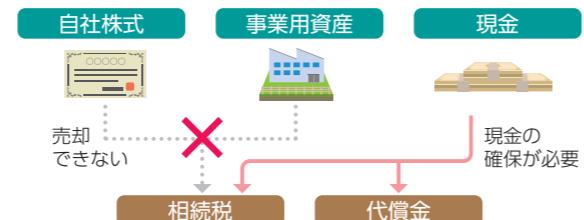


#### 事業用資産が財産の大半を占めていませんか?

保有する財産で最も大きな割合を占めるのが事業用資産というオーナー経営者の方が多いいらっしゃいます。事業承継を考えたとき、事業用資産は後継者へ承継したい意向であっても、生前に対策を取っていない場合、相続が発生すると後継者以外の相続人を含む相続人全員で遺産分割協議を行うため、事業用資産も後継者と他の相続人との間で分けなければならなくなる可能性があります。自社株式等が後継者以外に分散してしまうと、会社の経営基盤が不安定になる可能性があります。

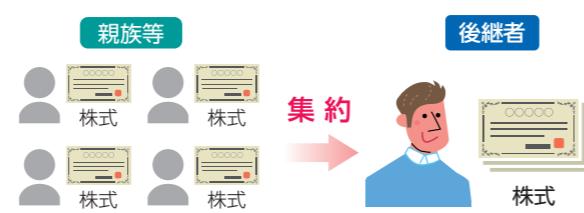
#### 納税資金や代償金の準備が必要です

自社株式や事業用資産は簡単に売却できないため、後継者は相続税の納付や代償金の準備で苦労するケースがあります。あらかじめ納税資金の確保や代償金の準備をしておく必要があります。



#### 自社株式集約の準備も検討が必要です

自社株式が親族等に分散している場合は、相続を繰り返すにつれ、集約が困難になる可能性があります。将来的に誰に承継させたいのかをあらかじめ検討し、集約に向けた準備が必要です。



## 6 長期安定運用での資産防衛

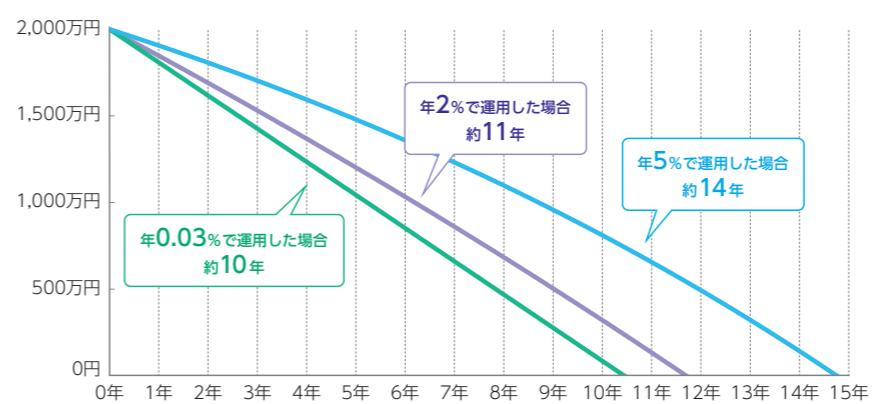
### ポイント

#### 長期安定運用での資産防衛対策

築き上げた大切な資産をまもり、ふやしながら、次世代に引き継ぐことが大切です。資産防衛対策として、長期的な安定運用も検討してみましょう。

#### 今どの資産がいつまでも?

##### ■ 2,000万円の資金を毎月16万円<sup>(\*)1</sup>ずつ取り崩した場合のお金の寿命(課税前、複利)<sup>(\*)2</sup>



\*1: 公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」の老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える「ゆとりある老後生活費」月37.9万円より、厚生労働省報道発表資料「令和5年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例」の「サラリーマン世帯夫婦2人の公的年金受取額」月22.4万円を差し引いて算出した毎月の不足金額(小数点以下は切り上げ)

\*2: 2,000万円を一定の利回りで運用しながら一定額を取り崩していくシミュレーションであり、特定の商品の運用成績を保証、示唆するものではありません。計算にあたっては1ヶ月複利計算、月末引き出しにて計算しています。複利、課税前。

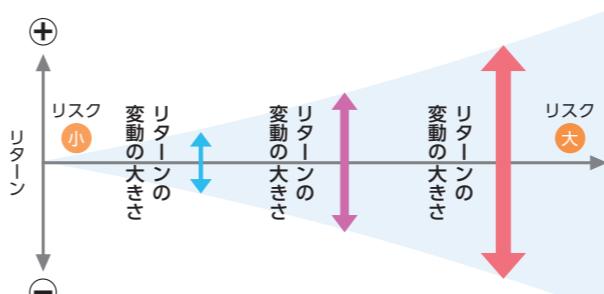
\*運用に係る税金、費用等は一切考慮していません。

#### リスクリターンについて(価格変動リスク)

資産運用にはさまざまな「リスク」があります。それについて正しくご理解いただくことが大切です。これらの「リスク」はいわゆる「危険」や「損失」よりも、「可能性」や「(期待される収益の)変動の大きさ」を示しています。そのため、一般的にリスクが小さい資産はリターンも小さく、リスクが大きい資産はリターンも大きくなる傾向があります。

##### ■ リスク=期待される収益の変動の大きさ

収益が期待できるものほど、変動の大きさが大きくなります



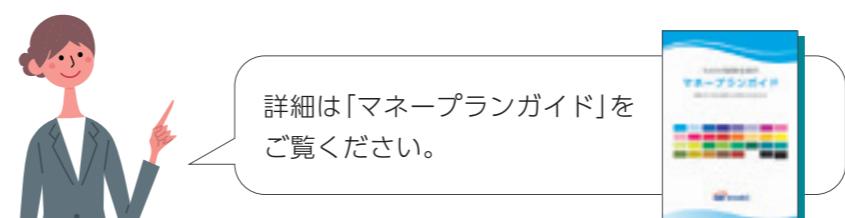
##### ■ 金融商品によってリスクとリターンは異なります



\* 当行では株式は取扱っておりません。

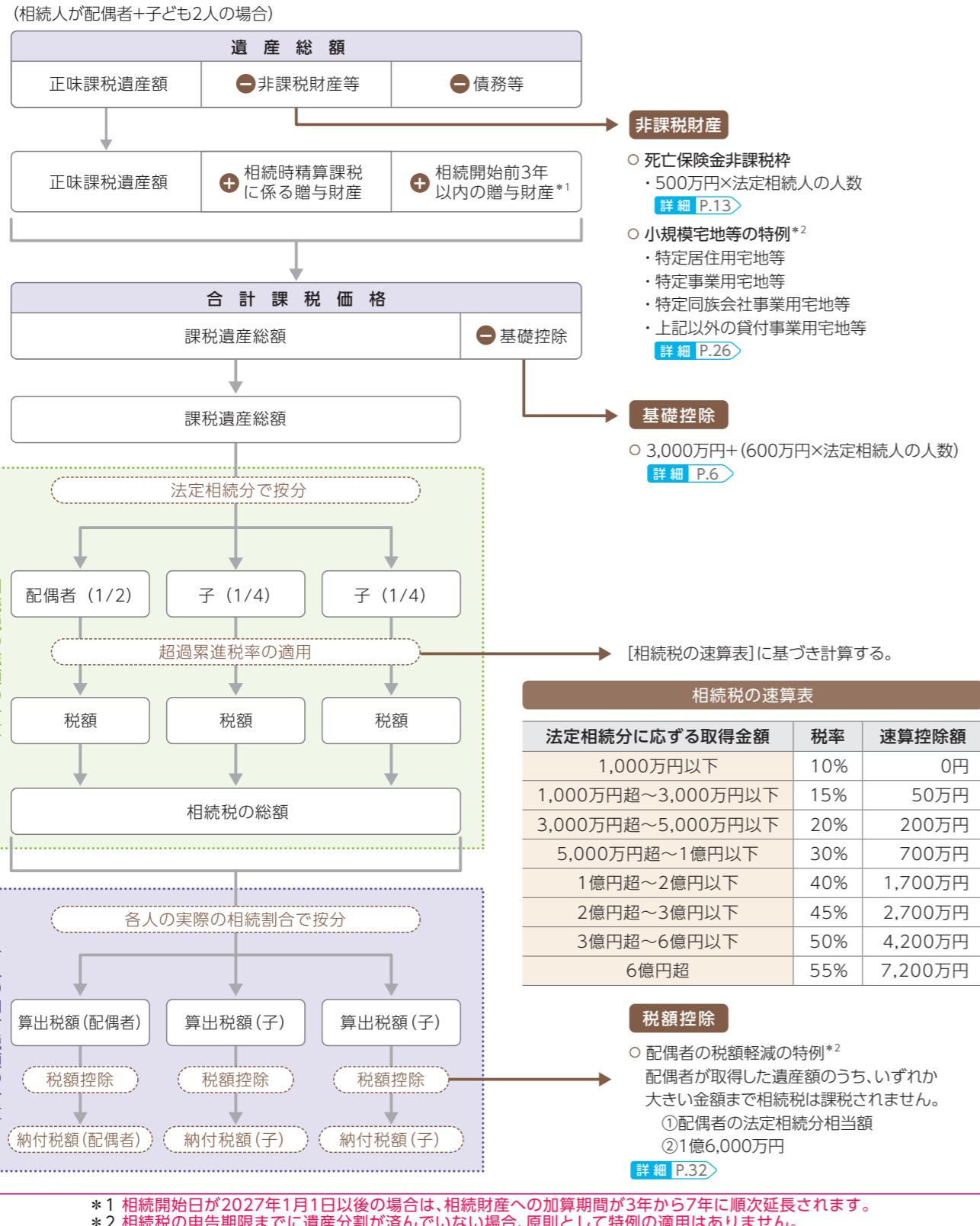
\* 一般的な金融商品のリスクとリターンの位置関係をイメージしたものです。実際のリスク・リターンは各金融商品ごとに異なります。

\* 金融商品での運用は、投資元本を割り込むことがあります。



# 1 相続税について

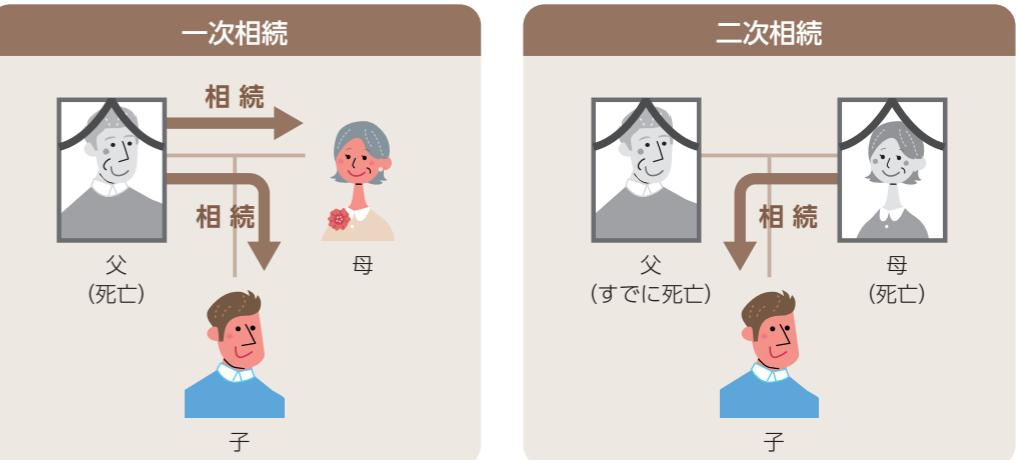
## 相続税算出までの流れ



## 二次相続まで考えた資産承継

将来、お子さまの相続税負担が増加することを踏まえ、一次相続のときから、二次相続のことまで考えることが重要です。

一次相続と二次相続の違い



相続人は2人。  
母が財産の大半を相続すれば、子にかかる  
相続税の負担を少なくできます。

相続人が1人だけになるため、  
相続税が  
重くのしかかることになります。

## 配偶者の税額軽減の特例

配偶者の相続税額から控除できる税額軽減額は、次の①、②のいずれか多い金額です。

① 相続税の総額 × 配偶者の法定相続分

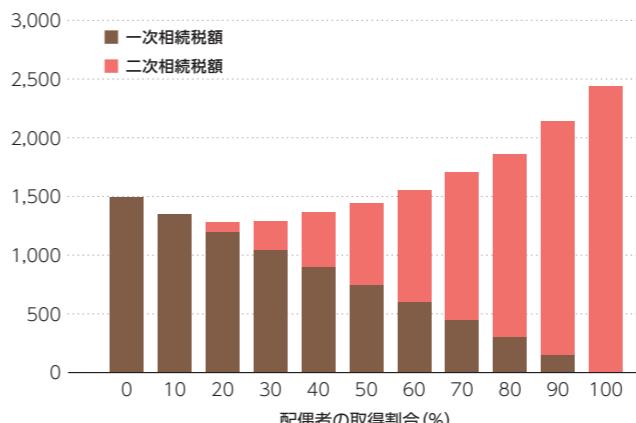
② 相続税の総額 ×

1億6,000万円  
各相続人の課税価格の合計額

①配偶者には、配偶者の法定相続分(相続人が妻と子のケースにおいては妻1/2)もしくは②課税価格1億6,000万円までの財産を相続しても相続税はかかりません。

## ■相続財産の分割方法別の相続税シミュレーション

相続税額(万円)



\* 相続人が配偶者+子ども2人で被相続人の相続財産が1億5,000万円、  
配偶者の相続財産が2,000万円の場合。

相続税に関する個別の取り扱いについては、税理士等の専門家、または所轄の税務署にご相談下さい。

## 2 相続税・贈与税の実質税率表

相続税												贈与税			
遺産総額 (課税価格の合計)	配偶者がいる場合					配偶者がいない場合					贈与額	贈与税額	実質税率		
	配偶者と子ども1人		配偶者と子ども2人		配偶者と子ども3人	子ども1人		子ども2人		子ども3人					
	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率					
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	110万円	0	0%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	120万円	1	0.9%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	140万円	3	2.2%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	160万円	5	3.2%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	180万円	7	3.9%
10,000万円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	200万円	9	4.5%
15,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	220万円	11	5.0%
20,000万円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	240万円	13	5.5%
25,000万円	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	300万円	19	6.4%
30,000万円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	400万円	33.5	8.4%
35,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	500万円	48.5	9.7%
40,000万円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	600万円	68	11.4%
45,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	700万円	88	12.6%
50,000万円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	800万円	117	14.7%
60,000万円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%	900万円	147	16.4%
70,000万円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	29,320	41.9%	24,500	35.0%	21,240	30.4%	1,000万円	177	17.7%
80,000万円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	34,820	43.6%	29,500	36.9%	25,740	32.2%	1,100万円	207	18.9%
90,000万円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	40,320	44.8%	34,500	38.4%	30,240	33.6%	1,170万円	234	20.0%
100,000万円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	45,820	45.9%	39,500	39.5%	35,000	35.0%	2,096万円	628.7	30.0%

\*法定相続分通りに遺産を取得した場合の相続税総額となります。配偶者以外の各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。  
\*配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し、他の税額控除は考慮していません。  
\*平成27年1月1日以降の相続もしくは贈与に適用される税率に基づき試算しています。なお、贈与税の計算については直系尊属から18歳以上の人人が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。

### 贈与額 設定

例えば遺産総額が2億円で配偶者あり・子ども1人の場合、相続税額は1,670万円、実質税率は8.4%となります。この場合、8.4%を下回る実質税率の贈与額を設定することがひとつの目安となります。

### 3 分けにくい資産の遺産分割対策～代償交付金の準備～

分けにくい資産を引き継ぐ方法として「代償分割」を考えてみま

しょう。

#### 分けにくい資産は代償分割で備える

主な相続財産が不動産などの「分けにくい資産」の場合、遺産分割の際に相続人間に不公平感が生じやすく、「争族」につながる可能性があります。

例えば3人家族(父、長男、長女、母は他界)で、父親と同居している長女がそのまま自宅を相続し、マイホームを購入して別居している長男にのこす財産がないようなケースでは、「争族」になりやすいといえます。

こうしたケースでは代償分割により、相続人間の不公平感を解消する必要があります。

#### 代償分割とは

代償分割とは、相続人の一人(または数人)に法定相続分を超える財産(例えばすぐに売却できない土地・建物など)を与えたうえで、その超えた部分の代償として他の相続人に金銭を交付して解決するという方法です。

「不動産はあげるからそのうち私の分は  
お金で返してね(=代償交付金)」

代償交付金は生命保険を活用し、  
あらかじめ準備しておくことをおすすめします。

#### 代償交付金を生命保険で用意するメリット

##### メリット① 生命保険は受取人固有の財産であり、原則として遺産分割協議の対象外

預貯金や有価証券などの場合、遺産分割協議がまとまらないと現金化することができませんが、生命保険であれば相続発生後、請求手続きに不備等がなければすみやかに生命保険金が死亡保険金受取人に支払われるため、受取人はそれを代償交付金の原資として活用できます。

##### メリット② 生命保険は受取人と保険金額を指定することができる

##### メリット③ 生命保険には非課税枠がある

#### ケーススタディ

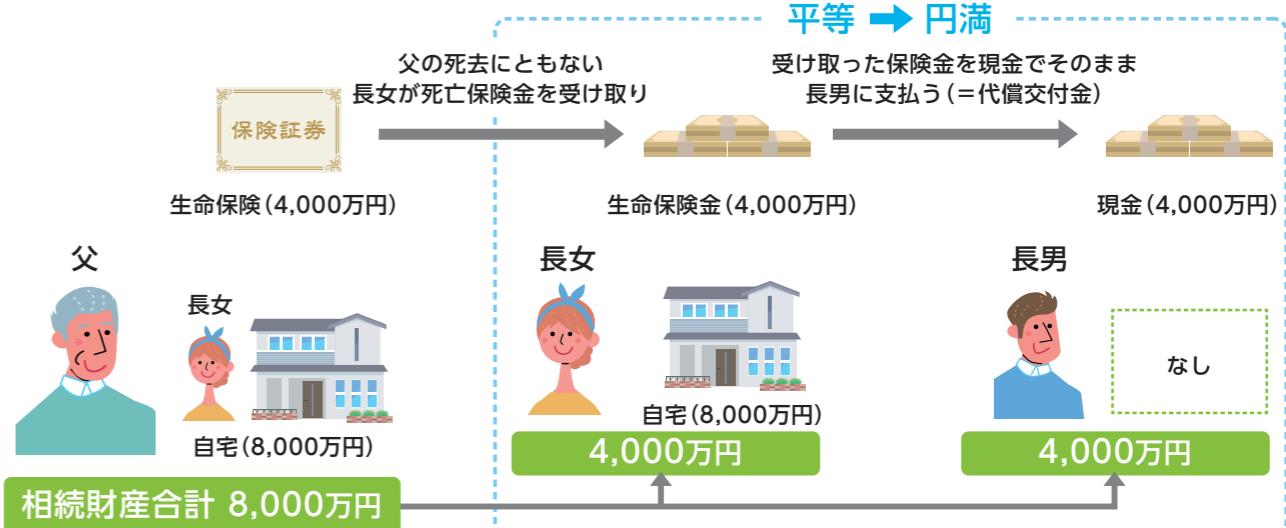
##### イメージ図

(例) 家族構成は父、長男、長女  
相続財産は自宅(土地・建物の時価評価額)8,000万円のみ  
父と同居していた長女が自宅に住み続ける(相続する)場合



平等にするためには長女から長男へ  
4,000万円を支払う必要がある。

これを生命保険で準備



生命保険を活用して代償交付金の財源を確保する際、「受取人は自宅を相続する長女」にすることがポイントです。長男を受取人になると生命保険金は相続財産とは別扱いになるため、長男は生命保険金とともに自宅の代償交付金も請求できることになるからです。



ご参考

分けにくい資産の  
遺産分割対策

分けにくい資産の  
遺産分割対策

## 4 相続手続きの流れ(全体版)

